

輸出される食品等に関する証明書発行事務要綱

制定 平成27年5月20日付け秋版－180

(目的)

第1条 この要綱は、日本からの食品等の輸出に際して、輸出先の国又は地域・事業者（以下「輸出先国等」という。）が求める証明書に関し、県が行う発行事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 証明書 輸出先国等に提出するための次に掲げる証明に係る書面をいう。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に関し、輸出先国等が求める次の掲げる証明

産地証明（輸出される食品等が、輸出先国等が指定する地域以外で生産又は加工されたことを証明することをいう。）

(2) 食品等 次のいずれかに該当し、酒類を除く、輸出先国等が求める証明書の対象としている食品等をいう。

ア 県内で生産又は加工等を行った農林水産物、食品等

イ 県内で生産又は加工等を行った農林水産物、食品等を主な原材料とする食品等

ウ 本県が県内に所在する事業者が輸出しようとする食品等

(証明書の発行者)

第3条 この要綱による証明書を発行することができるのは、県及び県が授権・許可・指定・委託した機関（以下「県等」という。）とする。

(申請者の範囲等)

第4条 県等に証明書の発行を申請することができる者の範囲は、第2条（2）に掲げる食品等を取扱い、日本国内に事務所を有する者とする。

(証明書の発行等)

第5条 県等は、前条の規定により申請された書類（以下「申請書類」という。）の内容を審査した結果、輸出先国等の規制に適合していると認めるときは、証明書の発行を行う。

2 証明書を発行する食品等の範囲及び証明書等の様式については、県等が別に定めるが、県等が特に認めたものについてはこれに限らない。

(証明書の発行の停止)

第6条 県が授権・許可・指定・委託した機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、県と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止することができる。

- (1) 申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している者からの申請であって、当該申請を行った者に証明書を発行した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

(証明書の発行状況の報告)

第7条 県が授権・許可・指定・委託した機関は、証明書の発行状況を県が求めた場合には、県に速やかに報告する。

(実施細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、証明書の発行事務の実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。